

天津大野木マイツニューズレター

7・8月号

2006年8月1日 担当：安達 友信

外商投資企業の中国国産設備購入に係る増値税還付

外資企業誘致のための優遇税制のうち、設備面での優遇税制には「設備の輸入免税」と「中国国産設備購入に伴う増値税還付」がありますが、「中国国産設備購入に伴う増値税還付」について、これまでの政策の一部調整と解釈の明確化を目的とした、「外商投資プロジェクトが国産設備を購入する場合の税還付政策の範囲を調整する事に関する通知」(財税[2006]61号)が公布され、すでに施行されています。

今月号は、新通知の内容も含め、中国国産設備購入に係る増値税還付についてご紹介いたします。

〈中国国産設備購入に係る増値税還付〉

1. 内容

外資の奨励分類企業等が自己使用目的で購入する中国国産設備については、当該設備購入に係る増値税を還付するという制度です。

2. 対象企業

- (1) 対象となる外資企業(外資出資比率 25%以上)は、「外商投資産業指導目録」の奨励類に属する外資企業及び「中西部地区外商投資優勢産業目録」に属する外商投資プロジェクト。
- (2) 税額還付対象企業は、増値税の一般納税義務者である外資企業、非一般納税義務者である外資運輸企業、普通住宅開発に従事する外資企業及び海洋石油探査開発生産に従事する中外合弁企業。

3. 還付対象となる国産設備

上記(2)の対象企業が現金出資の範囲内()で購入する国産設備(設備に付随して買い入れる付属部品、予備部品も含まれる)

()控除対象設備総額 = 現金出資額 + 借入額 免税輸入設備総額

ただし、中古品及び設備輸入免税で適用除外とされている 20 品目は増値税還付の対象とはなりません。

4. 還付税額

還付税額 = 増値税専用発票上の金額(税抜) × 増値税率

5. 監督期間

設備購入後 5 年間は監督期間として所轄の税額還付主管部門が管理監督することとされており、当該監督期間内に当該設備の譲渡・贈与・貸与・再投資の各行為があった場合には、下記算式によ

り計算された税額を返納しなければなりません。

返納税額 = 増値税専用発票上の金額(税抜) × (設備簿価 / 設備原価) × 増値税適用税率

6. 還付申請方法(下記記載事項は一般的な手続きの流れです。実際の手続きを行なう際には所轄税務局にお問合せください。)

- (1) 所轄対外経済貿易委員会での承認手続き
- (2) 設備購入企業の所轄税務局での「外商投資企業国産設備購入登記手帳」の取得(設備売買契約締結前)
- (3) 設備購入企業の所轄税務局での初回届出。(外商投資企業国産設備購入登記手帳に必要事項を記載し押印。)
- (4) 販売企業に外商投資国産設備購入登記手帳のコピーを渡し、増値税発票の公布を受ける。
- (5) 販売企業は販売企業の所轄税務局より設備購入企業に渡す税収納付書(輸出貨物専用)の申請及び受領。
- (6) 設備引渡し実行後、設備販売企業より上記(5)の税収納付書の引渡しを受ける。
- (7) 設備購入企業の所轄税務局へ還付申請を行う。

なお、外資企業の分公司名義で購入した設備については、その分公司名義で還付申請を行います。

また、増値税発票は発票発行日より90日以内に所轄税務局での認証手続きが必要となりますので、上記(7)の申請手続きは、増値税発票発行日より90日以内に行わなければなりません。

【根拠条文】

「外国投資企業の購入する国産設備に対する税額還付管理試行弁法」の公布に関する通達(国税発[1999]第171号)、外商投資プロジェクトが国産設備を購入する場合の税額還付政策の範囲を調整することに関する通知(財税[2006]61号)、増値税一般納税人が取得する増値税偽造防止システム専用発票による税額控除の問題に関する通知(国税発[2003]17号)

7. 最後に

当該優遇制度は、一度納税した増値税について還付を受けるものであり、税務局側はあまり積極的に関与していただけないケースが散見されます。

また、時間的制約(発票発行日より90日以内に申請を行う。)もある事から、事前に所轄税務局に手続きの内容を確認し、販売企業にもご協力いただきながら、事前の準備をしっかりと行うことが肝要です。

(完)